

＜重要事項説明書＞

1 施設運営者

名	称	社会福祉法人 自然会			
所	在	地	さいたま市緑区大字三室 1 9 6 4 番地 4		
電	話	番	号	0 4 8－8 2 9－7 7 9 3	
代	表	者	氏	名	理事長 山下 久司

2 施設の目的及び運営の方針

施 設 の 目 的	本園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
運 営 方 針	保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

3 提供する保育の内容

名	称	保育園ナチュラル 浦和園			
所	在	地	さいたま市浦和区前地 3 丁目 1 6 番 1 5 号		
電	話	番	号	0 4 8－7 6 7－8 3 0 8	
認	可	年	月	日	令和 3 年 4 月 9 日
施	設	長	氏	名	松本 実夏
職	員	数	1 9 人		
取扱う保育事業の種類			月極保育、延長保育等		

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	員 数	職 務 の 内 容
施設長	1 人	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
主任保育士	1 人	地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。
保育士	1 6 人	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
事務員	1 人	園長・主任保育士・保育士と連携を図り、園全体の事務業務を行う。

- ・ 嘱託医 わかくさ病院 担当医：永楽 清人 先生
すずき歯科医院 院長：鈴木 明子 先生

5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開園日 月曜日～土曜日

休園日 日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他緊急事態（伝染病・非常災害時）となった場合

保育時間 《勤務時間、日数等により保育時間が異なります》

	基本保育時間	時間外（延長）保育利用時間
保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分	午後6時30分超～午後7時30分
保育短時間	午前8時30分～午後4時30分	午前7時30分超～午前8時30分
		午後4時30分超～午後7時30分
土曜日	標準時間 午前7時30分～午後6時30分	無し
	短時間 午前8時30分～午後4時30分	午前7時30分超～午前8時30分
		午後4時30分超～午後6時30分

6 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種 類	理 由 ・ 金 額
保 育 料	保育料はお住まいの各自治体が決定します。
延 長 保 育 料	1ヶ月 30分：2,000円、1時間：4,000円 1日 30分： 250円、1時間： 500円
そ の 他	入園のしおり(2ページ)をご覧ください。

7 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年 齢	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	合 計
定 員	8人	11人	11人	15人	15人	15人	75人

8 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

(1) 利用の開始は、市町村から保育の実施について委託を受けた時とします。

(2) 利用の終了は、以下の場合の時とします。

- ・園児が小学校に就学した時
- ・2号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなった時
- ・3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなった時
- ・保護者から退園の申し出があった時
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時

9 緊急時等における対応方法

(1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

(2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承下さい。

10 非常災害対策

消 防 計 画 作 成 (変 更) 届 出 書	令和 3 年 4 月 8 日届出 浦和消防署 第 8 1 号 防火管理者 山下 久司
避 難 訓 練	火災及び地震を想定した避難訓練・消火訓練を実施します。(月 1 回)
防 災 設 備	自動火災報知機・ガス漏れ報知機・非常警報装置・誘導灯・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
避 難 場 所	第 1 避難場所・・・浦和競馬場 第 2 避難場所・・・原山中学校 広域避難場所・・・浦和競馬場

11 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第 5 条、第 6 条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、定期的に研修等に職員派遣、受講させます。

12 その他保育施設の運営に関する重要事項

入園のしおり（1 ページ～19 ページ）をご覧ください。